

【情報提供】

（改訂版）新型コロナウイルス感染症のPCR検査の保険適用について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省より通知が発出されましたので、別添のとおりご連絡いたします。

※3月5日掲載の情報提供から改訂した箇所は下線部分

【新型コロナウイルス感染症のPCR検査の保険適用について】

標記について、3月6日に保険適用されることとなりました。検査にかかる保険点数については、検査1回当たり1,800点（検体の検査実施機関への搬送を伴わない場合は1,350点）とされ、これに検査判断料150点が加わります。当該検査費用の自己負担分は基本的に検査結果に関わらず公費扱いとなりますので、患者の費用負担は発生しない形となります。

なお、公費の対象には、初再診料などは含まれません（検査以外の診療費については自己負担分が発生）。

【同検査保険適用後の診療体制について】

新型コロナウイルス感染の疑いがある場合の対応として厚生労働省は、通常の保険診療と異なり、**まず保健所などに設置された「帰国者・接触者相談センター」に相談する**よう同省のホームページで周知しております。なお現在、同センターでは、相談内容から新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断した場合、相談者へ適切な診察を行う医療機関の「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っており、厚生労働省からは、当面、**▽こうした受診の流れはPCR検査の公的保険適用後も基本的に変わらない▽**公的保険適用後も、基本的に当該「帰国者・接触者外来」で検査実施の判断がなされる一との説明がございましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する直近の情報につきましては、厚生労働省ホームページ（参照リンクからご覧いただけます）にて案内されておりますので、適宜、最新の情報をご確認願います。

なお、本内容につきましては、加入者のみならず必要に応じ、事業主等にも周知いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

- 添付資料：通知「検査料の点数の取扱いについて」
- 参照リンク①：厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感染症について」
- 参照リンク②：厚生労働省 HP「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」

健康保険組合連合会
担当：医療部医療・情報グループ
電話：03-3403-0987